

【京都府豊かな森を育てる府民税活用事業】

平成29年度

# 京の森林文化を守り育てる支援事業

(募集要項)

京都府では、平成28年度に創設された「豊かな森を育てる府民税」を活用し、地域の皆さまに親しまれ、地域の文化と深く結びついて大切に守られてきた森林や樹木を将来の府民に引き継いでいくための活動を支援しています。

**募集期間 9月1日(金)～10月13日(金)**

京都府農林水産部

## 目 次

1	はじめに	P1
2	募集内容	P1
3	事業期間	P1
4	応募団体	P2
5	補助対象経費等	P2
6	補助金額	P2
7	事業の募集	P3
8	事業計画の審査	P3
9	審査結果の通知	P3
10	補助金の交付申請	P3
11	専門家アドバイザーの派遣	P3
12	府民税活用事業の表示	P3
13	申請の流れ	P4
	別記様式 事業計画書	P5

【担当窓口】

## 平成29年度京の森林文化を守り育てる支援事業 募集要項

平成29年度の京の森林文化を守り育てる支援事業(以下、「本事業」といいます。)について、次のとおり募集します。

### 1 はじめに

京都府では、豊かな森を育てる府民税活用事業の一環として、地域の文化と深く関わりのある社寺の森、文化・伝説の森、地域の伝統行事・伝統産業を支えてきた森の保全や地域のシンボルとなっている名木古木等の樹木の保全など、地域住民や保全団体などが行う活動を支援し、京の森林文化を将来の府民に伝える取組を推進しています。

### 2 募集内容

本事業の内容は次のとおりです。(府内で実施するものに限りです。)

#### 【事業内容】

①社寺の森の保全事業	神社、仏閣などの歴史的遺産と一体となって、地域で大切に守られてきた森林の保全事業
②文化・伝説の森の保全事業	古道や山城跡などの文化遺産や伝説・伝承の舞台となった森林の保全事業
③伝統行事資源の保全事業	府内の伝統行事に用いられる植物を育成するための森林の保全事業
④伝統産業資源の保全事業	府内の伝統産業の素材に用いられる植物を育成するための森林の保全事業
⑤名木古木の保全事業	地域のシンボルとして親しまれている名木や古木など樹木の保全事業

#### 【対象事業例】

調査・保全手法検討	植生調査、動植物調査、保全手法調査など
森林の整備・維持管理	照葉樹の抜切り、竹林の整備や放置竹林の拡大防止、草刈、火入れによる茅場保全等、機械器具類購入、歩道や監視道の整備修繕など
森林の改良	樹木の植栽や補植、樹種転換、植生復元など ※外来種や園芸品種を除く
危険木対策	倒木処理、枯死木・枯損枝の伐採など
森林病虫獣害対策	ナラ枯れや松くい虫などの予防や駆除、シカ防護柵、外来種対策など
樹木の蘇生対策	樹木診断、土壌調査、樹勢回復治療、土壌改良、立入防止柵、次世代育成など

### 3 事業期間

補助金交付決定の日から平成30年3月20日(火)まで

#### 4 応募団体

本事業に応募できるのは、地域の自治活動を行う団体又は森林等を保全する活動を行う団体です。法人格の有無は問いません。

(例) 自治会、町内会、地域協議会などの地域住民による団体  
NPO法人、守る会、実行委員会などの保全団体

#### 5 補助対象経費等

補助の対象は、本事業を実施するために必要な次の経費です。

なお、採択の際に条件を付す場合があります。

費目	内容
賃金	外部の補助員の雇用に係る賃金
報償費	外部の講師に対する謝金・技術指導料
旅費	外部の補助員や講師に対する旅費(実費)
需用費	事業に必要な機材、用具、燃料費、印刷代等 (食糧費を除く。)
役務費	郵送料や運搬料、傷害保険料等
委託料	外部への委託料
使用料及び賃借料	機材や車両の借上料等
工事請負費	外部への工事請負に要する経費 ※事業実施に際しては複数業者の見積もり合わせをしてください。
原材料費	苗木や木材等の購入費
備品購入費	機械器具類等の購入費 (汎用性のあるものを除く。) ※購入時は複数業者の見積もり合わせとし、購入後は備品台帳を備えてください。

#### 【以下のような経費は補助対象外です。】

##### 1. 事業実施主体となる団体の運営に係る経常的な経費

(団体構成員への人件費や車両借上代などの支払、電話代、光熱水費、ガソリン代、事務用品代など経常的な経費と区分できない経費も含む。)

##### 2. 食糧費 (飲食代など)

##### 3. 用地取得費、事業実施場所の森林所有者に対する謝礼及び土地使用料

##### 4. 汎用性のある備品 (本事業以外の活動に必要な備品と明確に区別できない備品。)

なお、一時的に使用するなど使用頻度が低い場合や補助事業終了後の継続使用が見込めない場合は、原則借り上げとしてください。

#### 6 補助金額

補助金の額は、補助の対象となる経費のうち100万円以内。千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなり、100万円を越える経費については事業実施主体となる団体の負担となります。

なお、事業の採用決定にあたり、事業内容等により経費の一部を査定する場合があります。

## 7 事業の募集

### (1) 応募期間

平成29年9月1日(金)から平成29年10月13日(金)まで

### (2) 応募方法

持参(受付時間は平日の午前8時30分～12時、午後1時～5時)

郵送(応募期間最終日の当日消印有効)

### (3) 提出先

事業実施場所を所管する広域振興局農林商工部森づくり推進室、京都林務事務所林務課に提出してください。(最終ページの担当窓口欄をご覧ください。)

### (4) 応募書類

別記様式「事業計画書」に必要書類を添付して提出してください。

### (5) その他

事業は継続して3箇年まで応募できますが、採択は単年度ごとの審査になります。

(2年目以降の採択を約束するものではありません。)

## 8 事業計画の審査

提出された事業計画は、京の森林文化を守り育てる支援事業検討委員会から学術的な見地からの意見を聴いた上で、府が審査し採否を決定します。なお、審査の過程で事業の内容等について、応募団体に説明や追加資料の提出を求める場合があります。(その際に費用が生じた場合は応募団体の負担となります。)

## 9 審査結果の通知

審査結果は、応募団体あてに通知します。

## 10 補助金の交付申請

補助金を受けるには、別途補助金交付申請手続が必要となります。事業は補助金交付決定後に着手してください。

※交付決定前の契約や購入、支払いなどを行った場合の経費は補助の対象外となりますので、ご注意ください

## 11 専門家アドバイザーの派遣

事業実施にあたり、希望により森林の整備、植生の保全復元、鳥獣害対策、ナラ枯れ対策、樹木の蘇生などに関する専門家のアドバイスを受けることができます。なお、アドバイザー派遣に要する経費は府で負担します。

## 12 府民税活用事業の表示

本事業は、豊かな森を育てる府民税を財源としており、その使い道と効果について広く府民に明らかにする必要があります。事業実施後、事業地において木製看板などにより「豊かな森を育てる府民税活用事業」であることを表示してください。

## 13 申請の流れ

事前相談



事業計画書の記載方法をはじめ、ご質問やご不明な点などがありましたら、最終ページの担当窓口欄の本庁担当課(林務課)までご相談ください。

事業計画書の提出



事業実施場所を所管する府の担当公所に、持参又は郵送により提出してください。

(持参の場合) 平日の午前8時30分～12時、午後1時～5時

(郵送の場合) 応募期間最終日の消印有効

ヒアリング



必要に応じて府の担当職員がヒアリングを行います。

検討委員会



事業計画書の提出があった事業について、専門家で構成する検討委員会から意見を聴き、事業採択を行う上での参考とします。

採択事業の決定



採択の結果をお知らせします。採択された事業については補助金の額を内示します。

交付申請



事業採択された団体は、補助金交付申請書を府の担当窓口欄の担当公所に提出してください。

交付決定



交付の決定を文書で通知します。

(事業実施) 交付決定の日以降から事業に着手することができます。

3月20日までに事業を完了する必要があります。

(変更届等) 事業計画を変更、中止又は廃止する場合や交付申請を取り下げる場合は事前手続きが必要です。

実績報告



事業完了後30日以内又は平成30年3月30日のいずれか早い日までに担当窓口欄の担当公所に実績報告書を提出してください。

完了検査



実績報告書に基づいて府の担当職員が書類検査や現地検査を行います。

額の確定



実績報告書の審査及び完了検査の後に、補助金の額を確定した旨を文書により通知します。

補助金の交付

補助金の額の確定後、口座振込により補助金を交付します。

京都府知事 様

(補助事業者)

所在地

団体名

代表者

印

※法人の場合は法人印を、任意団体の場合は代表者の印を押印のこと。

年度京の森林文化を守り育てる支援事業計画書の提出について

年度において京の森林文化を守り育てる支援事業を実施したいので、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

【京の森林文化を守り育てる支援事業計画書】

1 事業概要

事業名	
事業内容の区分	①社寺の森、②文化・伝説の森、③伝統行事資源の森、④伝統産業資源の森、⑤名木古木
事業実施場所	
歴史的遺産等の名称・説明	
事業費	円 (府補助金額) 円
事業目的	
事業の必要性(森林の現状等)	
期待される事業効果	
豊かな森を育てる府民税のPR方法	
完了予定年月日	年 月 日

## 2 事業計画

事業内容	事業費（円）	負担区分（円）			備考
		府補助金額	団体費	その他	

※備考欄に「費用区分 その他」の内容を記載のこと。

(参考)年度別全体事業計画

事業内容	合計	1年目	2年目	3年目
	千円	千円	千円	千円

## 3 事業費算出根拠

補助対象経費	予算額(円)	算出内訳	見積書番号
			No.
			No.
			No.
			No.

## 4 団体の状況

名 称			
主たる事務所の所在地	Tel	E-mail	
代表者名	(役職名)	(氏名)	
会計担当者名	(氏名)	(連絡先)	
会 員 数			
結成年度			
団体の規約等	別添のとおり		
主な活動内容			

## 5 添付書類

- ①事業費の算出根拠(見積書や積算など)
- ②団体の規約等
- ③現地写真(事業地の遠景、森林内の状況、歴史的遺産等)
- ④事業実施場所の位置図
- ⑤歴史的遺産等に関する資料(由緒、来歴など)
- ⑥その他参考となる資料



## 【担当窓口】

### ◎本庁担当課…お問い合わせ窓口

農林水産部 林務課 企画・計画担当 電話075-414-5016  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
※本事業に関するご質問は、本庁担当課までお問い合わせください。

### ◎担当公所…応募書類の提出窓口

山城広域振興局 農林商工部 森づくり推進室 電話0774-21-3450  
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
所管地区：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町  
井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

南丹広域振興局 農林商工部 森づくり推進室 電話0771-22-1017  
〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1  
所管地区：亀岡市、南丹市、京丹波町

中丹広域振興局 農林商工部 森づくり推進室 電話0773-62-2586  
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地  
所管地区：福知山市、舞鶴市、綾部市

丹後広域振興局 農林商工部 森づくり推進室 電話0772-62-4306  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855  
所管地区：宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

京都林務事務所 林務課 電話075-451-5724  
〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449  
所管地区：京都市、向日市、長岡京市、大山崎町

## 京の森林文化を守り育てる支援事業ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/moribunka.html>

### 平成29年度京の森林文化を守り育てる支援事業 (募集要項)

平成29年9月

発行：京都府 農林水産部

編集：京都府 農林水産部 林務課 企画・計画担当  
〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5016 FAX：075-414-5010

E-mail：rinmu@pref.kyoto.lg.jp

KYOTOの森を次代に伝えるために。

**豊かな森を育てる府民税**